

マイナンバーカードを作らしましょう！

マイナンバーカードとは、ICチップを搭載したカードで、表面に氏名、住所、生年月日、性別、顔写真が掲載され、裏面にマイナンバーが記載されています。

勤務先や各種申請等のさまざまな場面で、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、コンビニ等で住民票、印鑑証明書（印鑑登録をされている方）、税証明（所得証明、所得課税証明）の取得や、e-Taxなどの電子申請が可能となります。

今後、マイナンバーカードを活用した消費活性化対策によるマイナポイント付与も想定されていますので、ぜひこの機会にマイナンバーカードを作ってみませんか？



マイナンバーカード

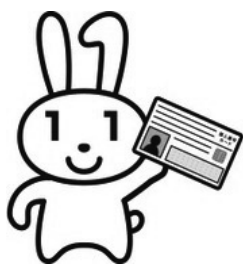
【申請から交付までの流れ】

- ①通知カード（平成27年11月に各ご家庭に国から届けられています）と一緒に送付された申請書に顔写真（6カ月以内に撮影されたもの）を貼り、署名または記名押印をする。
※申請書がない方は、市民課または美都・匹見各総合支所で新しい申請書をお渡しします。
- ②通知カードと一緒に送付された返信用封筒に申請書を入れて郵送する。
※返信用封筒の差出有効期間が、令和4年5月31日までに延長されました。
※郵送以外にも、スマートフォン等でも申請が可能です。
- ③市役所から交付準備ができた旨の案内文書（交付通知書）が届く。（申請からおおむね2カ月）
- ④本人確認書類を持って交付通知書に記載された受取場所でカードを受取る。（原則、受取りは本人）

～利用者証明用電子証明書等の更新について～

マイナンバーカードの有効期限は発行の日から10回目の誕生日までとなっていますが、利用者証明用電子証明書（コンビニでの住民票等取得）および署名用電子証明書（e-Taxで利用）は、発行の日から5回目の誕生日までが有効期限となっています。

対象の方には有効期限の3カ月前から更新手続きのご案内が届きます。有効期限内に更新手続きを行わない場合は、電子証明書が失効し、コンビニでの住民票等取得やe-Taxなどの利用ができなくなりますのでご注意ください。



【問い合わせ先】 市市民課 ☎ 31-0222



意見や提言を「市長への手紙」で

市政に対する意見や提言などをお寄せください。秘密は厳守します。なお、ホームページで公開することがありますので、下記の記載事項に沿ってお寄せください。「市長への手紙」と明記するか、左下のマークを貼付してお送りください。

- <記載事項>
1. 住所・氏名・電話番号
 2. 意見・提言の題名
 3. 現状と問題点
 4. 意見・提言内容
 5. 予想される効果
 6. 希望する回答方法（郵送もしくはEメールのどちらか）または回答を希望しない場合はその旨
 7. いただいた意見公開の可否（可・否）※必ずご記入ください。

手紙：〒698-8650 常盤町1番1号 秘書課宛 FAX：23-2456
メール：hisyo@city.masuda.lg.jp（件名は「市長への手紙」）
※住所・氏名がないと回答できかねますのでご注意ください。

市長への手紙

